

令和 7 年 3 月 6 日

第 4 7 1 回白石市議会定例会議案書
(その 2)

目 次

議 案

議案第 28 号	財産の取得について	・・・	2
議案第 29 号	白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	・・・	3

議 案

議案第 28 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年白石市条例第 9 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 取得物件 大平中目地区事業用地
所在：白石市大平中目字中田 31 番 5、
白石市大平中目字南田 1 番 2、1 番 4、59 番 5
地目：畑、雑種地、田
地積：5,940 m²
- 2 取得の方法 随意契約
- 3 取得予定価格 98,010,000 円
- 4 取得の相手方 白石市大手町 1 番 1 号
白石市土地開発公社
理事長 村上 忠則
- 5 取得の目的 （仮称）道の駅しろいし整備事業用地として

令和 7 年 3 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

議案第 29 号

白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

白石市特別職の職員の給与に関する条例（昭和42年白石市条例第2号）
の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

第14条 市長等の給料は、令和7年3月に支給されるものに限り、第3条の規定にかかわらず、その者に対応する別表第1の給料月額欄に掲げる額から、市長にあつては当該額に100分の30を、副市長にあつては当該額に100分の20を乗じて得た額を減じて支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。